

大切な財産を守るために 地籍調査をはじめます

第6回

地籍調査Q&A

その1

広報に掲載し始めて以来、地籍調査係へ問い合わせ等をいただく事が増えてまいりました。

そこで、今回は今までにお問い合わせのあった内容を踏まえつつ、地籍調査についての要点を整理し、簡単なQ&A方式にてお伝えしようと思います。

Q1 地籍調査って土地に関する
トラブルを解決してくれる
事業だって聞いたけど？

A1 地籍調査事業を簡単に説明すると、地権者同士で決めていただいた土地の境界を確認して、境界点に杭を埋設し、それぞれの土地の面積を正確に測量するという事になります。

この調査の結果をもって、法務局に備え付けられている土地登記簿や公図（地籍図）を現況に合わせて正確に更新しますので、隣地との境界がハッキリしたり、土地をめぐるトラブルの解消・防止に役立つことがあります。あくまで土地の境界確認が主な作業になります。土地に関するトラブルを直接解決したりは

きません。

Q2 地籍調査で地権者が立ち会う必要があるって聞きましたが？

A2 基本的に境界確認の際は、地権者の人に立ち会っていただきます（委任状提出による代理人の立会いも可能です）。しかし、調査前に隣接する地権者同士で合意し、仮の境界杭等が既に埋設されている場合などは、立ち会っていただく必要もありません。ただし、原則として、境界に接している隣接地権者全員の合意が無いと境界として確認できません。道路沿いの土地などで、既存の杭がある場合は、その杭をそのまま境界杭として使用できます。なお、現地立会いの日程等は、現地調査が始まる前に、役場か

ら通知いたしますので、ご協力をお願いします。

Q3 地籍調査事業の費用は誰が払うの？

A3 地籍調査の費用は国（50%）、県（25%）、市町村（25%）で負担しますので、地権者の負担はありません。しかし、地籍調査時に境界が決まらなかった場合は、筆界未定という扱いになり、分合筆などの登記の異動が出来なくなります。後に筆界未定地について登記の異動を行う場合には、境界を決めたり土地の測量をしたり、といった作業が必要となり、その費用は対象者の個人負担となってしまいます。

Q4 地籍調査の時に土地の名義を書き替えてもらいたいんだけど？

A4 基本的に、地籍調査事業で更新できる登記簿の情報は、地番、面積、地目、所有者名（結婚等で姓が変わった場合などに限る）、所有者住所（転居などで変わっている場合に限る）、の5項目になります。原則として所有権移転をとまなう異動は地籍調査ではできません。



Q5 地籍調査が実際に私のところで行われるのはいつ？

A5 現在地籍調査係で、事業の進行順序等の策定を行っているところで、この進行順序が決まっています。実際に初めての地区で境界の立会いが行われるのは、平成20年度の予定です。以降毎年現地での立会いが行われていきますが、町全体の地籍調査が完了するまでには20年から40年程かかると予想されますので、進行順序によっては、しばらくお待ちいただく場合があります。なお、都市区画整理事業が行われた地区（しづさぎ・天神町・多功南原工業団地など）は、地籍調査と同等の測量が行われていますので、改めて調査を行う事はありません。また、都市区画整理と同様の測量が行われたと思われる地区がありますので、この地区に関しても、地籍調査を行う必要があるかどうかを調査中です。



▼問い合わせ先

都市建設課 地籍調査係

☎9148